

遺贈によるご寄附

※遺贈寄付とは、個人が遺言によって遺産の全部、または一部を学校法人、公益法人、NPO法人などの団体に寄附することをいいます。

■学校法人暁学園は、三井住友信託銀行と提携し、遺贈による寄附制度を創設しました。遺贈寄附に関する様々な手続きは、三井住友信託銀行が行います。

■遺贈による寄附財産は相続税が非課税財産となるため、相続税が軽減されます。（寄附する財産の種類によっては所得税が課される場合がございます。）

■遺言作成にかかる総合的な相談は無料ですので、遺贈をお考えの方はお問合せください。

将来、資産の一部を学校法人暁学園に遺贈として寄附することを希望される方々に、その手続きの便宜を図るため、令和3年度より三井住友信託銀行と提携し、遺贈による寄附制度を創設しました。

三井住友信託銀行の遺言信託を利用することにより、信託銀行が遺言執行者となり、遺産の調査・収集、財産目録の作成、遺産の管理、遺産の名義書換え・処分、相続人・受遺者への財産分配など、遺言内容を確実に実現するためのお手伝いをさせていただきます。

また、遺贈による寄附財産は、相続税の非課税財産となるため、相続税が軽減されます。（寄附する財産の種類によっては所得税が課される場合がございます。）

遺言作成にかかる総合的な相談は無料で受けられますので、遺贈寄附をお考えの方はお問合せください。

<提携信託銀行> 三井住友信託銀行 四日市支店
TEL 059-351-1535（代表）
平日 9:00～17:00

遺贈寄付のお問合せ先

〒512-8538
三重県四日市市萱生町 238 番地
学校法人暁学園 財務部 会計課
TEL 059-337-2345 FAX 059-337-2301

遺贈による寄附手続きの流れ

1 遺贈をお考えの場合は本学園にご連絡ください。

事前に 学校法人暁学園（財務部 会計課）までご連絡ください。
三井住友信託銀行 四日市支店 に直接ご相談いただいても結構です。



2 本学園の提携銀行（三井住友信託銀行）を紹介します。



提携銀行（三井住友信託銀行）において

3 本学園への遺贈を含む遺言書作成に関する相談受付・コンサルティングを行います。（相談料は無料です）

※遺言書作成・保管・執行については公証役場・信託銀行所定の手数料・報酬が必要です。



4 信託銀行の遺言信託を利用して遺言書を作成します。



5 信託銀行が遺言書の保管と管理を行います。



6 ご逝去の連絡を受けた信託銀行は、遺言内容の執行業務を行います。



7 遺贈者のご遺志に従い、相続人・受遺者への遺産分配及び学校法人暁学園への寄付を行います。



8 本学園において、遺贈財産（ご寄附）を受け入れさせていただきます。